

平成 24 年 1 月 13 日

適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援機構関西 御中

株式会社 和来

回答書

第 1

貴機構ご指摘の不当景品類及び不当表示防止法第 10 条 2 号においては、「商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示をすること」と規定されておりますところ、貴機構は、当社のオークションに関する表記が同法に抵触するとされております。

しかしながら、当社のオークションにおきましては、確かに利用者の方に入札手数料をご負担いただくシステムとなっておりますものの、実際のオークションの動きや対象商品によっては、ご指摘のような「多額の入札手数料」をご負担いただくことなく、市場価格より安価なご負担で商品を購入することが可能となっております。

そのため、当社のホームページ上では、

「ダイヤモンドオークションとは、普通のオークションとは違い、

商品の入札にコインを使用することで、

薄型テレビやパソコンやゲームや iPod などの最新人気商品を、

超格安で手に入れることができるチャンス満載のオークションです。」

と表記し、「超格安で手に入れることができるチャンス」があるという事実そのものをお知らせしているところであります。すなわち、当社は、当社のオークションを利用することで、常に「超格安で手に入れることができる」との断定的な表現を用いているわけではなく、そのような「チャンス」（機会、可能性）があるという事実そのものと表示しているだけに過ぎません。

また、当該表記においては、「商品の入札にコインを使用することで、」と入札するために費用を要することも表示されており、「入札にコインを使用」と表示から、落札できない場合においても入札のために費用を要することも容易に読み取ることができる表示をさせていただいているところであります。

以上の点からすれば、当社は、当該表記が、少なくとも、不当景品類及び不当表示防止法第 10 条 2 号における「著しく有利であると誤認される表示」には該当し得ないと考えております。

ただ、貴機構が、消費者保護のために設立された団体であり、そのような団体からご指

摘いただいているところでありますから、当社の方で、表示方法について、下記のような変更を加えることを検討させていただきました。如何でしょうか？（なお、類する表記も同じ。）。

現在)



ダイヤモンドオークションとは、普通のオークションとは違い、
商品の入札に  コインを使用することで、

薄型テレビ や パソコン や ゲーム や iPod などの  最新人気商品を、

超格安で手に入れることができる
チャンス満載のオークションです。

改訂)



ダイヤモンドオークションとは、普通のオークションとは違い、
商品の入札に  コインを使用する 、

薄型テレビ や パソコン や ゲーム や iPod などの  最新人気商品を出品中

チャンス満載  のオークションです。

第2

貴機構は、当社利用規約第11条1項及び2項につき、消費者契約法第8条1項1号3号を理由として、削除を求められております。

しかし、当社は、下記の通り、当社の債務不履行責任等を免れる趣旨で当該規定を置いているわけではございません。

まず、同条1項につきましては、本サービス維持、向上のため、内容等の変更が不可欠ですので、それを実施するための規定に過ぎず、当社の債務不履行のような事態を想定したものではありません。本サービスの譲渡につきましても、譲渡そのものをもって、本サ

ービスが利用できなくなる、ひいては債務不履行と評価することはあまりの論理の飛躍と言わざるを得ません。

また、同条 2 項につきましても、当社に故意又は過失がある場合における本サービスの中断や終了を念頭に置いているものではなく、例えば、天変地異や、第三者によるサイバー攻撃、設備の保守点検などを念頭に置いて規定しているものであります。

当社の見解は以上の通りですが、この点に関しましても、貴機構からのご指摘を真摯に受け止め、当社において利用規約の表記をより明確にするため、下記の通り、当該利用規約を変更させて頂こう思っておりますが、如何でしょうか？

「第 11 条（本サービスの変更、譲渡、終了）

1. 当社は、本サービスの内容や仕様の変更について、利用者に対する事前の通知なくいつでもできるものとします。但し、利用料金の変更に関してはこの限りとせず 1 ヶ月前に告知するものと致します。

また、これにより利用者に損害または不利益が生じたとしても、一切責任を負わないものとします。

2. 当社は、本サービスの譲渡について、利用者に対し 1 ヶ月前に通知するものとします。これにより利用者に損害または不利益が生じたとしても、一切責任を負わないものとします。

3. 当社は、以下の各号に該当する場合、利用者に事前に通知することなく、本サービスの運用の全部又は一部を中断・終了することができるものとします。この場合、本サービスの運用の全部又は一部が中断・終了されたことによって生じた利用者の損害または不利益について、当社は一切責任を負わないこととします。

①天災事変、その他の当社の過失に基づかない事由が発生し又は発生するおそれがあり、電気通信事業法第 8 条に定める処置を取る場合

②上記の法律上の要請如何に拘らず、天災事変、その他の当社の過失に基づかない事由が発生し、もしくは発生するおそれがある場合

③当社の過失に基づかない電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ない事由が生じた場合

④当社の過失に基づかない電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が生じた場合

⑤法令による規制、司法・行政命令等が適用された場合

⑥その他、当社の故意又は過失に基づかず、当社がサービスの終了をやむを得ないと判断した場合」